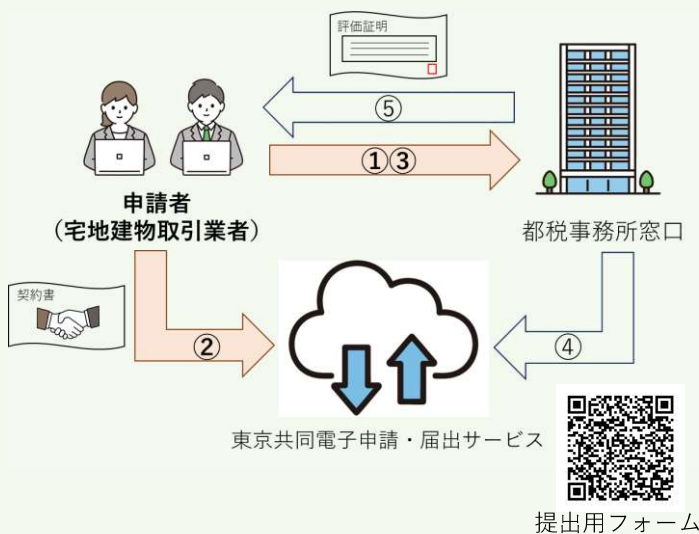


東京都主税局からのお知らせ

【電子媒介契約書(特約事項に固定資産に係る証明・閲覧の委任事項の記載があるもの) 評価証明等の申請時に電子契約書の提出が可能になります(令和5年2月1日開始)



媒介契約を電子により締結している場合は、「東京共同電子申請・届出サービス」上の提出用フォームに送信してください。なお、契約書データを持ち出せない場合は、事前に送信いただくことも可能です。

≪申請手順≫

- ①以下の書類を都税事務所窓口へ提出
 - ・固定資産証明閲覧申請書
 - ・ご来所された方の本人確認書類 (運転免許証等+従業員証)
- ②電子契約書を提出用フォームに送信
到達番号・問合せ番号を取得
- ③到達番号・問合せ番号を都税事務所窓口へ提出
- ④都税事務所窓口にて電子署名の有効性及び申請権限を確認
- ⑤証明等の交付・手数料徴収

※提出用フォームは令和5年2月1日に公開します。

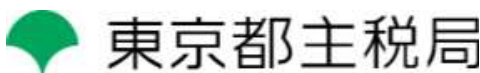
【ご利用可能なサービス】

自己署名証明書/ルート証明書	ルート証明書に紐づく署名サービスの例(提供元)
商業登記電子証明書	公共機関による電子署名サービス
公的個人認証サービス電子証明書	
セコムパスポート for G-ID	
e-Probatio PS2	
TDB電子認証サービスTypeA	
AOSignサービスG2	
DIACERTサービス	
DIACERT-PLUSサービス	
政府認証基盤(GPKI)発行の官職証明書	
地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)発行の職責証明書	
Cybertrust iTrust Root Certification Authority	・クラウドサイン(弁護士ドットコム株式会社) ・シムワーク(株式会社フォーバルカエルワーク)
GlobalSign Root CA - R3	・電子印鑑GMOサイン(GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社) ・WAN-Sign(株式会社NXワンビシアーク)
GlobalSign Root CA - R6	・簡単電子契約forクラウド(セイコーソリューションズ株式会社) ・クラウド契約管理Sign(ラディックス株式会社)
Security Communication RootCA1,CA2,CA3	・セコムあんしんエコ文書サービス(セコムトラストシステムズ株式会社) ・マネーフォワードクラウド契約(マネーフォワード株式会社)
ACR.OpenTrust.Root.CA-G1 Entrust.net Certification Authority (2048)	・EU Advanced(ドキュサイン・ジャパン株式会社)
Intesi Group Cloud Root CA Intesi Group Advanced Cloud Signature CA	・Acrobat Sign(アドビ株式会社)
DigiCert High Assurance EV Root CA DigiCert Global Root CA DigiCert Global Root G2 DigiCert Global Root G3 DigiCert Trusted Root G4	・CONTRACTHUB@absonne(日鉄ソリューションズ株式会社)

※上表右部のサービスは例示であり、上表左部のルート証明書に紐づくサービスであればご利用可能です。ご利用のサービスと上記ルート証明書との対応については、サービスの提供元にお尋ねください。

※上記のうち、民間の電子署名サービスに用いられるルート証明書は、世界で最も信頼される電子文書の信託サービスであるAdobe Approved Trust Listに記載された事業者により発行されるもののうち、日本における一般的な署名サービスでの採用が確認できたものです。

※セキュリティ上の問題がないことを確認できた場合、追加を予定しております。



東京都主税局

Tokyo Metropolitan Government Bureau of Taxation
東京都主税局ホームページ <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>

<お問い合わせ先>
東京都主税局資産税部
固定資産税課固定資産税担当
03-5388-3007(直通)

【紙の媒介契約書(特約事項に固定資産に係る証明・閲覧の委任事項の記載があるもの)】
紙の契約書は、依頼者の自署があれば押印は不要になります

一 標準専任媒介契約約款

標準専任媒介契約約款は、次の専任媒介契約書及び専任媒介契約約款とする。ただし、依頼者に不利益とならない特約を妨げないものとする。

(1) 専任媒介契約書

専任媒介契約書

依頼の内容 | 売却・購入・交換

この契約は、次の3つの契約型式のうち、専任媒介契約型式です。

- ・ 専属専任媒介契約型式
 依頼者は、目的物件の売買又は交換の媒介又は代理を、当社以外の宅地建物取引業者に重ねて依頼することができません。
 依頼者は、自ら発見した相手方と売買又は交換の契約を締結することができません。
 当社は、目的物件を国土交通大臣が指定した指定流通機構に登録します。
- ・ 専任媒介契約型式
 依頼者は、目的物件の売買又は交換の媒介又は代理を、当社以外の宅地建物取引業者に重ねて依頼することができません。
 依頼者は、自ら発見した相手方と売買又は交換の契約を締結することができます。
 当社は、目的物件を国土交通大臣が指定した指定流通機構に登録します。
- ・ 一般媒介契約型式
 依頼者は、目的物件の売買又は交換の媒介又は代理を、当社以外の宅地建物取引業者に重ねて依頼することができます。
 依頼者は、自ら発見した相手方と売買又は交換の契約を締結することができます。

依頼者甲は、この契約書及び専任媒介契約約款により、別表に表示する不動産（目的物件）に関する売買（交換）の媒介を宅地建物取引業者乙に依頼し、乙はこれを承諾します。

○年 ○月 ○日

甲・依頼者 住所 東京都新宿区〇〇1-1-1
 氏名 都方 太郎

乙・宅地建物取引業者 商号（名称）
 代表者 新宿 一郎
 主たる事務所の所在地 東京都千代田区〇〇1-1-1
 免許証番号 国土交通大臣免許（〇）〇〇号



甲・依頼者 住所 東京都新宿区〇〇1-1-1
 氏名 都方 太郎

依頼者欄について、依頼者の自署があれば押印は不要です。
 ※宅地建物取引業者欄の押印は引き続き必要です。